

議案第63号 交野市地域密着型サービス運営及び介護予防事業運営審議会条例の一部を改正する条例について

議案書43P～44P

1. 条例改正の目的

介護保険法の一部改正により、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を受けることが可能となったが、当該指定に際しては、あらかじめ介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるため必要な措置を講ずる必要があると同法に規定されている。

そのため、本審議会において、従来からの審議内容に加えて、指定介護予防支援事業者の指定に関する事項についても審議が可能となるよう、所要の改正を行うもの。

2. 条例改正の内容

条例第2条の所掌事務に、指定介護予防支援事業者の指定に関する事項を加えるとともに、所要の文言整理を行うもの。

3. 施行日

公布の日から施行する。

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和6年9月定例会

<p>議案の 件名</p>	<p>議案第63号 交野市地域密着型サービス運営及び介護予防 事業運営審議会条例の一部を改正する条例に ついて</p>	<p>政策等 の区分</p>	<p>計画 ・ 事業 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）</p>			
<p>〈政策等の概要〉</p>		<p>〈他の自治体の類似する政策等との比較〉</p>				
<p>交野市地域密着型サービス運営及び介護予防事業運営審議会条例において、所掌事務の改正を行うもの。</p>		<p>他自治体においても、法改正に伴い同様の改正が実施されている。</p>				
		<p>〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）</p>				
		<p>総事業費</p>	<p>国庫支出金</p>	<p>府支出金</p>	<p>市債</p>	<p>その他</p>
<p>〈政策等を必要とする背景〉</p>		<p>〈将来にわたる効果及びコストの状況〉</p>				
<p>介護保険法の一部改正により、指定居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者の指定を受けることが可能となったが、当該指定に際しては、あらかじめ介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる必要があると同法に規定されている。そのため、本審議会において、従来からの審議内容に加え、指定介護予防支援事業者の指定に関する事項についても審議ができるよう、所要の改正を行う。</p>						
<p>〈提案に至るまでの経緯〉</p>		<p>〈総合計画等の整合〉</p>				
<p>指定地域密着型サービス事業者の指定についても同様に、関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないと同法に規定されており、当該指定については本審議会での審議事項としている。 本審議会は、学識経験者、保健、医療又は福祉に関する団体関係者、介護保険のサービス利用者又は被保険者から構成されており、指定介護予防支援事業者の指定について関係者の意見を反映するにあたっては本審議会が適任であるため、当該指定に関する事項についても審議ができるよう、所要の改正を行う。</p>		<p>まちづくりの目標 政策分野または経営方針 施策</p>	<p>目 標</p>	<p>2 みんなが互いを認め支え合い、笑顔と元気があふれるまち</p>		
			<p>分野・方針</p>	<p>⑥ 高齢者福祉</p>		
			<p>施 策</p>	<p>4. 介護予防の推進</p>		
		<p>○その他の計画（該当する場合のみ）</p>		<p>計画名称</p>		
<p>〈市民参加の状況〉</p>		<p>策定年度</p>				
<p>有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>		<p>計画期間</p>				
		<p>〈政策等の実施時期〉</p>		<p>公布の日</p>		
		<p>担当部局</p>	<p>担当課</p>	<p>添付資料（有の場合は、その名称）</p>		
		<p>福祉部</p>	<p>福祉総務課</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 （新旧対照表他）</p>		

新	旧
____並びに介護予防に資する事業の適正な運営に必要な事項 2 (略)	<u>運営</u> 並びに介護予防に資する事業の適正な運営に必要な事項 2 (略)